

福島県福祉・介護職員等処遇改善加算取得のための 社会保険労務士派遣による無料相談実施要領

1 目的

障害福祉サービス事業所において、令和８年度障害福祉サービス等報酬改定により見直された福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のために、専門的知識を有する相談員（社会保険労務士）を、障害福祉サービス事業所を運営する事業者派遣し、指導・助言等を行うことにより加算の取得を促進することを目的とする。

2 実施期間

令和８年８月３日から令和９年３月３１日まで
（派遣実施期間：令和８年９月下旬から令和９年２月末まで）

3 対象事業者等（以下の要件をすべて満たすこと）

- （１）福島県が所管する障害福祉サービス事業所（中核市にある事業所を除く。）を運営する事業者
- （２）令和８年度の処遇改善加算を未取得又は処遇改善加算の区分「Ⅱ（イ・ロ）」、「Ⅲ」または「Ⅳ」を取得しており、上位区分取得を目指す事業所
- （３）無料相談で派遣する社会保険労務士からの指導・助言等により、令和９年度に現在より上位の加算の取得を目指す事業所
- （４）これまで特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所

4 指導・助言等の内容

- （１）「「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和８年度分）」（令和８年３月３１日付け障発第０３３１第１号及びこ支障第７８号）の「３．処遇改善加算の要件」を満たすための次の取組に関すること
 - ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備に関すること
 - イ 資質向上のための研修計画の策定及び研修の実施に関すること
 - ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関すること
 - エ 職場環境の更なる改善や見える化に関すること
 - オ その他処遇改善加算の取得要件に関すること
- （２）その他処遇改善加算の取得に必要な事項に関すること

5 指導・助言等の回数

１事業者あたり原則３回とし、１回当たり２時間程度とする。
ただし、状況に応じて５回までの支援を可能とする。

- 6 募集事業者数
5事業者程度とする。
- 7 募集期間
令和8年8月3日（月）から8月31日（月）まで
- 8 応募方法
募集案内のとおり
- 9 事業者選定の優先順位（同位の場合は所在地の均衡等を考慮して選定する。）
第1位 処遇改善加算未取得の事業者
第2位 処遇改善加算Ⅳを取得しており、上位区分を目指す事業者
第3位 処遇改善加算Ⅲを取得しており、上位区分を目指す事業者
第4位 処遇改善加算Ⅱを取得しており、上位区分を目指す事業者
- 10 事業者選定方法
県障がい福祉課で書類選考し決定する。
- 11 事業の実施
当該事業の実施については、公益財団法人介護労働安定センターに委託するものとする。
- 12 情報の管理
無料相談により知り得た個人情報及び事業者情報等については、秘密を厳守する。